

蒲郡市都市計画事業地内の建築等許可に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第65条第1項に規定する建築等の許可に係る事務を円滑かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「都市計画事業」とは、法第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

2 この要領において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

(許可申請書の提出)

第3条 法第65条第1項の規定により、都市計画事業地内において都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 申請者は、都市計画事業地内における建築物等の建築等の許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）及び別表に掲げる添付図書（以下「申請書等」という。）正副各1部を市長に提出するものとする。

(申請書等の受理)

第4条 市長は、申請書等の提出があったときは、申請書等の内容を確認し、適正と認めるときは、これを受理するものとする。

2 市長は、申請書等を受理したときは、都市計画事業地内の建築等許可申請書整理簿（第2号様式。以下「申請書整理簿」という。）に必要事項を記入するものとする。

(申請書等の審査)

第5条 市長は、申請書等を受理したときは、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書等の内容を審査し、その許可を与えようとするときは、あらかじめ施行者の意見を聞かなければならない。

(審査結果の交付等)

第6条 市長は、申請者に対し、審査した内容を表した都市計画事業地内の建築等について（許可）（第3号様式）又は都市計画事業地内の建築等について（不許可）（第4号様式）を交付し、その内容を申請書整理簿に記入するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲都市都市計画事業地内の建築等許可に係る事務処理要領の規定による第1号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

許可申請の区分	添付図書
土地の形質の変更行為	案内図（縮尺15,000分の1以上。赤字で位置を表示すること。）
	土地の現況及び変更後の状況を表示する平面図（縮尺1,000分の1以上）
	土地の現況及び変更後の状況を表示する2面以上の断面図（縮尺1,000分の1以上）
	施工説明書
建築物の建築その他工作物の建設行為	案内図（縮尺15,000分の1以上。赤字で位置を表示すること。）
	敷地内における建築物等の位置を表示する図面（縮尺200分の1以上）
	建築物等の平面図（縮尺200分の1以上）
	建築物等の断面図（縮尺200分の1以上）
物件の設置又は堆積行為	案内図（縮尺15,000分の1以上。赤字で位置を表示すること。）
	設置等を行う敷地の部分を表示する図面（縮尺500分の1以上）
	施工説明書

第1号様式（第3条関係）

許 可 申 請 書

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 住所
氏名
電話

都市計画法第65条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 建築物等の敷地の所在及び地番
- 2 行為の種別
土地の形質の変更・建築物の建築・工作物の建設・物件の設置・物件のたい積
- 3 建築物等の構造
- 4 敷地面積、建築（建設）面積又は行為面積
敷地面積 平方メートル
建築面積 平方メートル
延べ面積 平方メートル

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 建築物等の構造は、行為の種別が物件の設置又は堆積の場合においては、物件の種類及び重量を記入すること。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

都市計画事業地内の建築等について（不許可）

年 月 日付けで申請のありました東三河都市計画 の事業
地内における建築物の建築等については、下記5の理由により、許可しません。

記

- 1 建築物等の敷地の所在及び地番
- 2 行為の種別
土地の形質の変更・建築物の建築・工作物の建設・物件の設置・物件のたい積
- 3 建築物等の構造
- 4 敷地面積、建築（建設）面積又は行為面積
敷地面積 平方メートル
建築面積 平方メートル
延べ面積 平方メートル
- 5 許可をしない理由

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長になります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。